

事 務 連 絡  
平成 29 年 10 月 11 日

各私立中学校設置者 様

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

高等学校等就学支援金制度の中学生及び保護者への周知について（依頼）  
家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある者が安心して高校段階の教育を受けることができるよう、高校等の授業料への支援として、平成 26 年度から「高等学校等就学支援金制度」が開始されています。

本制度では、市町村民税所得割額が 304,200 円未満である世帯の生徒には返済不要の高等学校等就学支援金が支給され、加えて、低所得世帯の生徒には、支給額が段階的に加算されます。なお、受給するためには、高校等に入学後、申請手続きが必要です。

また、低所得世帯の生徒には、授業料以外の教育費負担を軽減する「高校生等奨学給付金」もごございます。

以上のような制度の概要についてまとめたリーフレットを送付しますので、制度の不知により、家庭の経済状況により希望する進路を諦めることがないよう、進路指導を担当する教員、生徒及び保護者に配布いただくとともに、学校内に掲示するなどして、制度の周知を図っていただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

岩手県総務部法務学事課私学振興担当  
電話：019-629-5041（直通）